

## 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」(以下「要領」という。)は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する農林土木工事において、「建設現場の遠隔臨場」(以下「遠隔臨場」という。)を試行するために必要な事項を定めたものである。

(遠隔臨場)

第2条 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」(以下「段階確認等」という。)を行うものである。なお、ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル; Wearable)なデジタルカメラの総称であり、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末及びクラウドを活用した情報共有システムを使用することも可能である。

(対象工事)

第3条 遠隔臨場を試行する工事は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

当初請負対象金額が3,000万円以上の農林土木工事については、原則、遠隔臨場を実施するものとする。

(2) 受注者希望型

当初請負対象金額が3,000万円未満の農林土木工事を対象とする。

(適用の範囲)

第4条 本要領は、所定の性能を有する遠隔の機器を用いて、「徳島県農林土木工事共通仕様書」に定める次の(1)から(3)の段階確認等を実施する場合に適用する。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、段階確認等だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為も遠隔臨場の適用とする。

また、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による段階確認等に代えることが出来るものとし、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認等を実施する。

(1) 段階確認

「徳島県農林土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-24 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認」において、「(4)監督員は、設計図書に定めた、又は監督員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものであること。

(2) 材料確認

「徳島県農林土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「4.使用承諾願の提出」及び「第3編 土木工事共通編」、「第12節 工場製作工(共通) 3-1-12-2 材料」の「1.材料確認」による品質確認及び現物による確認に該当するものであること。

### (3) 立会

「徳島県農林土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当するものであること。

### (遠隔臨場の実施)

第5条 遠隔臨場は、契約後、受発注者の協議により実施を決定するものとし、実施方法は次の(1)から(3)によるものとする。

なお、発注者指定型において、受注後の協議により、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は遠隔臨場の実施をしないことができるものとする。

#### (1) 事前準備

- ・遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。
- ・利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なモバイル端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了解を得るものとする。
- ・発注者が保有する機器での利用が困難な場合でも、受注者において発注者の利用する機器を準備する場合には発注者の環境を満たしたものと見なす。
- ・受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

#### (2) 遠隔臨場の実施

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。
- ・受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。

#### (3) 記録と保管

- ・受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信中の画面キャプチャ(画像)又は端末の画面を含めた写真のいずれかの記録を行い、段階確認等の書面に添付するものとする。なお、添付する写真(画像)は、遠隔臨場が行われた証拠を記録するためのものであり、寸法の読み値等の詳細が判別できるものである必要はない。また、この写真(画像)は電子納品の対象外とする。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声について、記録と保存を行う必要はない。監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用するタブレット端末等にて録画する。
- ・出来形管理写真については、監督員が遠隔臨場にて確認した測定値により受注者が撮影し、電子納品を行うものとする(徳島県農林土木工事施工管理基準(案)の写真管理基準における4.写真の省略(3)と同様の取扱い)。

### (費用の負担)

第6条 遠隔臨場実施に係る費用については次のとおりとする。

#### (1) 農業土木工事

費用を工事実施に必要な施工管理費用(技術管理費)として計上する。計上に当たっては、現場管理費率及び一般管理費率による計算の対象外とするため、「一括計上価格」とする。

## (2) 森林土木工事

・携帯電話による通信（衛星携帯電話を除く）が可能な現場で遠隔臨場を実施する場合、データ通信が困難なため通信機器等を用いる場合は経費の計上を可能とする。費用は技術管理費に積み上げ計上とするが、現場管理費率及び一般管理費率による計算の対象外とするため、「一括計上価格」とする。

・携帯電話による通信（衛星携帯電話を除く）が困難な現場で遠隔臨場を実施する場合、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。計上に当たっては現場管理費率及び一般管理費率による計算の対象とするため、安全費に積み上げ計上すること。

### 〈留意点〉

従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場実施にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者からの見積を確認の上、計上する。

費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

機器の手配は原則リースとし、その賃料を計上する。

### 〈費用のイメージ〉

①撮影機器、モニター機器の賃料

②撮影機器の設置費（移設費）

③通信費

④その他（ライセンス代、通信環境の整備等）

## (工事成績評定)

第7条 本要領に基づき遠隔臨場を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価において、「5. 創意工夫 I. 創意工夫 【その他】」にて評価するものとする。

## (個人情報等の取扱い)

第8条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守するものとし、次に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

(2) 受注者は、ウェアラブルカメラ等で撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、公的でない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映り込まないように留意すること。

## (その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

## 附則

この要領は、令和3年8月5日から施行する。ただし、令和3年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行った既契約工事にも適用できるものとする。

この要領は、令和4年5月1日から施行する。  
この要領は、令和5年5月8日から施行する。  
この要領は、令和6年5月1日から施行する。  
この要領は、令和6年7月15日から施行する。